

○厚生労働省告示第四百八十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

表の1506から1517までの項中

2あり	スニチニグリニンゴ酸、ヘ
	ロリムス、ソラフヘニグ
	シル酸

2あり	スニチニグリニンゴ
	ロリムス、ソラフ
	シル酸、アキシチ

を

酸、ヘ
ヘニグ
ニグ
に改める。